

令和7年度 保育園監査結果報告書

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、令和7年度保育園監査結果を下記のとおり公表する。

令和8年3月26日

東京都北区監査委員	佐藤 明 充
同	西村 泰 信
同	坂口 勝 也
同	坂場 まさたけ

記

1 監査実施日及び監査対象

監査実施日	監査対象	所管課
令和8年 1月7日（水）	滝野川保育園	保育課
	音無つぼみ保育園	
1月13日（火）	桐ヶ丘南保育園	
	志茂南保育園	

事務監査は、令和7年12月11日（木）～令和8年1月19日（月）に実施した。

なお、職員の服務及び給与に関する事務については、全保育園職員について庶務事務システムの照合により事務監査を実施した。

2 監査事項及び範囲

主として、令和6年度及び令和7年度の監査実施までの期間における財務に関する事務の執行及び施設の管理状況について実施した。

また、今年度は「公金における現金の管理」を重点監査事項とし、窓口における公金収納のうち、現金収入に着目し、地方自治法第170条及び第171条、東京都北区会計事務規則に則り、収入手続事務が適正に行われているかを検証した。

3 監査の主な着眼点

- (1) 施設の管理運営は、施設の設置目的に合致して行われているか。また、利用者の利便性を考慮したものとなっているか。
- (2) 施設は安全性を考慮して管理運営されているか。また、災害対策や防犯対策は万全か。

【重点監査事項に係る主な着眼点】

- (1) 現金の管理及び点検体制は整備され、有効に機能しているか。
- (2) 関係帳簿及び証拠書類等の作成・管理は、適正に行われているか。
- (3) 収納金は、速やかに指定金融機関等へ払い込まれているか。

4 監査結果

保育園の財務に関する事務の執行、施設の管理及び重点監査事項とした公金における現金の管理については、概ね適正に行われていると認められた。

なお、監査報告書に記載するに至らない軽易な事項については、口頭により注意したので、速かに対応されたい。

【 口頭注意事項 】

- (1) 服務及び給与に関する事項 8 件
- (2) 施設管理に関する事項 1 件

令和7年度 保育園（指定管理園）監査結果報告書

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、令和7年度保育園（指定管理園）監査結果を下記のとおり公表する。

令和8年3月26日

東京都北区監査委員	佐藤 明 充
同	西村 泰 信
同	坂 口 勝 也
同	坂 場 まさたけ

記

1 監査実施日及び監査対象

監査実施日	監査対象	指定管理者	所管課
令和8年 1月8日（木）	西ヶ原南保育園	社会福祉法人 東萌会	保育課
	上十条南保育園	社会福祉法人 東京都福祉事業協会	
1月14日（水）	赤羽台保育園	社会福祉法人 茂原高師保育園	
	東十条保育園	社会福祉法人 育成会	

事務監査は、令和7年12月11日（木）～令和8年1月19日（月）に実施した。

2 監査事項及び範囲

主として、令和6年度及び令和7年度の監査実施までの期間における財務に関する事務の執行及び施設の管理状況について実施した。

（単位：円）

施設名	指定期間	令和6年度 指定管理料
西ヶ原南保育園	令和5年4月1日 ～令和10年3月31日	232,702,495
上十条南保育園	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日	258,345,914
赤羽台保育園	令和3年4月1日 ～令和8年3月31日	398,319,499
東十条保育園	令和3年4月1日 ～令和8年3月31日	263,559,234

3 監査の主な着眼点

(1) 所管課

- ① 事業報告書の点検は適正になされているか。
- ② 委託業務履行の状況を正確に把握し、必要な指示を適切に与えているか。

(2) 指定管理者

- ① 施設の管理運営は、施設の設置目的に合致して行われているか。また、利用者の利便性を考慮したものになっているか。
- ② 施設は安全性を考慮して管理運営されているか。また、災害対策や防犯対策は万全か。
- ③ 施設の管理に関する収支に係る会計処理が適正に行われているか。

4 監査結果

保育園の財務に関する事務の執行及び施設の管理については、概ね適正に行われていると認められた。

なお、監査報告書に記載するに至らない軽易な事項については、口頭により注意したので、速かに対応されたい。

【 口頭注意事項 】

施設管理に関する事項 6件